

(様式1-2) 地方本部代議員選挙の公示様式(規程第26条)

## 地方本部代議員選挙の公示

公益社団法人不動産保証協会千葉県本部(以下「当本部」といいます。)の地方本部代議員選挙の実施を次のとおり公示します。

### 1. 選挙会の割当数

選挙会	割当地方本部代議員数
市浦地区	9名
内房地区	8名
京葉地区	11名
外房地区	5名
千葉地区	14名
東葛地区	13名
北総地区	9名

### 2. 地方本部代議員の任期

今回の地方本部代議員選挙の2年後(令和9年度)に実施される地方本部代議員選挙の終了の時まで。

### 3. 地方本部代議員立候補の受付期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月17日(月)まで

※届出期限後の消印で配達された場合、あるいは届出期限後に持参又は電磁記録を添付した電子メールにより送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

### 4. 立候補の届出先

①当委員会に届け出ていただきます。

②当委員会の所在地又は、千葉県本部代議員選挙管理委員会が指定した電磁的方法による立候補の届出先メールアドレスは、以下のとおりです。

所在地	〒260-0855 千葉県千葉市中央区市場町4-6 全日千葉会館 公益社団法人不動産保証協会千葉県本部
電磁的方法による届出	千葉県本部代議員選挙管理委員会が指定したメールアドレス info@chiba.zennichi.or.jp

### 5. 代議員立候補の資格要件

令和7年3月1日現在において本会の正会員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 令和6年度までの会費を完納していないとき。

- (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (3) 定款第11条に規定する綱紀処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (4) 弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- (5) 令和6年度に実施された法定研修を修了していないとき。

## 6. 立候補の方法

- (1) 地方本部代議員に立候補される方は、所定の「地方本部代議員立候補届出書」（様式2-2）《電磁的記録を含む。》に必要事項を記載し、所定の「推薦状」（様式3-2（※））。当本部に所属する正会員2名以上の推薦が必要となります。）《電磁的記録を含む。》及び令和6年度に実施された法定研修会の修了証の写し（電磁的記録を含む。）を添付して、持参又は郵送あるいは電磁的記録を添付した電子メールにより送信してください。

所定の届出様式については、当県本部のウェブサイト（アドレスは以下のとおりです。）より、ダウンロードしていただくか、当本部までご請求下さい。

<https://chiba.zennichi.or.jp/>

- (2) なお、代議員（本会の社員）に立候補される方は、地方本部代議員として選出された日から5日以内に、所定の「代議員立候補届出書」（様式2-3）（電磁的記録を含む。）を当本部まで届け出ることが必要となりますので、ご注意下さい。
- (3) 届出期限後の消印で配達された場合、あるいは届出期限後に持参又は電磁的記録を添付した電子メールにより送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

## 7. 立候補者の資格審査等

提出のあった立候補者の資格審査等は厳正に行います。万が一事務的な書類不備が発見された場合は、本人あてに通知し修正を求めることがあります。

資格審査の結果、立候補者が被選挙権を有していないと判断した場合は、理由を示して通知します。

## 8. その他

- (1) 地方本部代議員選挙及び代議員選挙に関し、本職は、透明性、公平性及び公正性の確保を図る観点から必要な職務運営を行う場合があります。
- (2) 代議員立候補等に関する電話でのお問い合わせは、聞き間違い等の事故を避けるためご遠慮いただくようお願いします。

令和7年3月10日

公益社団法人不動産保証協会  
千葉県本部代議員選挙管理委員会  
委員長 菅沼 俊昭